[illegible]

正、小作委員會の獨立[illegible]

[illegible]　二十七名　小作人　四十四名

四、小作委員會の[illegible]

三、小作委員會の[illegible]

二、小作委員會の[illegible]

一、小作委員會の[illegible]

[illegible]

財團法人 協調會福岡出張所

に其の行動餘りに過激にして却つて小作人の爲に不利益なるを悟り之に加入せず寧ろ地主との協調を希望し同所町會議員檜原某にこの事を申入れたるにより同人は地主小作人を打つて一丸とする協調組合を組織し兩者間の融和を圖り農事の改良と農村の共存共榮の實を擧げんと之が實現を企劃し昭和七年八月以來地主小作人間の斡旋の勞を執り數次兩者の參集を求め協調組合規約の草案を示し腹藏なき意見を徵し遂に成案を得て同年十月二十七日之〃が發會式を擧げた。

其の後漸次組合員の增加を見て今日に至る。

六、小作委員會の性質

獨立の決定權を有し本協調組合の決議、執行機關なり

七、小作委員會の內容

(1)組織